

令和6年4月2日 久留米市物品発注表

※「OA用品」の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	単価入札18-2 【郵便入札案件】
品名	トナーカートリッジ
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量（年間予定）	180箱
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 質疑の受付期間 令和6年4月2日（火）から令和6年4月9日（火）午後5時15分まで</p> <p>(3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
開札日時及び場所	令和6年4月18日（木）14時10分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	各回納品毎に支払
議会の議決	不要
参加条件	<p>この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「OA用品」で登録があること。</p> <p>(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。</p>
仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。

入札書等の記載方法	<p>入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(1) 入札の方法は、1箱当たりの単価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。</p> <p>(2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。</p> <p>(3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。</p> <p>(4) 入札書等はボールペン（鉛筆やフリクションペンなど、消去可能な筆記具は不可）で記入すること。</p>
郵便入札の方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、<u>長形3号サイズ</u>の封筒に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。 締切日時：令和6年4月16日（火）（必着） 指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課</p> <p>(3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p>
入札の辞退	<p>入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）</p>
入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。</p> <p>(2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。</p> <p>(4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。</p> <p>(5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。</p> <p>(6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。</p> <p>(7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき</p>
入札書の引換えの禁止	<p>入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。</p>
1者入札の取扱い	<p>入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。</p>
落札者の決定	<p>開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。</p> <p>(1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。</p>
入札結果等の公表	<p>この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。</p>
契約書の作成及び締結	<p>落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。</p>
開札の立会い	<p>(1) 開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。</p> <p>(2) 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。</p>
その他	<p>(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p> <p>(3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆単価入札18-2 トナーカートリッジ

1. 入札書(様式第1号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報
(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに
同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)

【連絡先】	久留米市役所総務部契約課（市役所13階） 物品チーム TEL 0942-30-9172 FAX 0942-30-9713
--------------	---

単価入札18-2

入札書

久留米市長 様

入札金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。

入札金額	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円		
									・	

品名	規格	単位	金額
トナーカートリッジ	仕様書のとおり	1箱/あたり	

履行期間	令和7年3月31日まで	納入場所	指定場所
------	-------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和6年4月18日

所在地

商号(名称)

代表者職氏名

印

注) 1. インク又はボールペンで書いてください。

2. 金額の数字はアラビア数字(1、2、3等)を用い、その頭部に¥を記入してください。

3. 訂正箇所に訂正印がないときは無効です。

4. 金額の訂正はできませんので、必要な場合は再作成してください。

単価契約仕様書

品名	規格	単位
トナーカートリッジ	キヤノン 042VP 0466C004 1箱2本入り ※メーカー純正品とする(同等品不可)	箱/あたり
1. 契約期間	契約締結日から令和7年3月31日まで	
2. 1回あたり発注単位(数量)	30 箱	
3. 年間発注予定回数	6 回	
4. 初回発注予定時期	4月下旬から5月上旬	
5. 年間発注予定単位(数量) (上記2×3)	180 箱	
6. 納品場所	部課名：総務部情報政策課 住所：福岡県久留米市城南町15-3(本庁舎5階)	
※納品場所が複数ある場合は、全て記入すること(記載場所にのみ納品)。	部課名： 住所：	
	部課名： 住所：	
7. 特記事項	納期の条件 原則、注文を受けて8日以内に納品のこと	
(納期の条件には、「原則7日前に発注連絡すること」等を記入すること。)	納品の条件 ・印字のかすれや汚れ、紙詰まり多発等の不具合が生じた場合は対象物品を無償で交換すること	
	その他 ・使用済カートリッジの回収を行うこと。なお、回収依頼は電話もしくはWEBにて行う ・回収・納品に係る費用は貴社で負担のこと	
8. 発注課・担当者・連絡先	総務部 情報政策課 (担当 斉藤) (TEL 30-9060)	
※複数課ある場合は全て記入すること。	部 課 (担当) (TEL -)	
	部 課 (担当) (TEL -)	
	部 課 (担当) (TEL -)	

入札(見積)の前に以下の内容について熟読をお願いします。

令和6年度の単価契約について

1. 契約する方の決定

単価契約する物品は、単位数量（本、枚、kg等）あたりの単価で契約します。単価は、規格、発注予定数量、契約期間、納品先等を記した仕様書を元に算出してください。算出した単価は、**入札**によって提示していただき、提示された単価が一番低い方と契約します。

入札の流れ

- ①郵便入札で行います。別紙「郵便入札に関する要領」及び「郵便入札提出前チェック表」をご確認ください。
- ②契約書は2部作成して、入札の日から数えて1週間以内に久留米市役所13階契約課に提出してください。郵送可（必着のこと）。
後日、受注者控え分1部を返却しますので保管してください。

2. 契約単価について

契約単価は、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額とします。
(小数点以下3位切り捨て)

3. 契約した物品の納品

- ①契約書に記入している契約期間中は、契約した単価で納品してください。
- ②注文の連絡は、発注課からFAX等であります。
- ③請求書は、納品する際、納品する部局に直接渡してください。
- ④請求書の記入方法につきましては、別紙をご確認ください。

請 求 書 (記入例)

令和 6 年 5 月 1 日

久留米市長 宛

住 所 久留米市城南町15-3

氏 名 株式会社くるっぱ印刷
(代表者名) 代表取締役 久留米 太郎

電話番号 0942-30-9000

インボイスに登録している → 登録番号記入 登録番号

T	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

インボイスに登録していない → 登録番号記入不要

請求金額

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	9	5	0	0	0	0

 ※金額の頭に「¥」をご記入ください。

上記の金額を請求します。

請 求 内 訳

取引年月日	件名・品名	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考 (軽減税率は「*」印)
4/1~4/30	パンフレット	100,000	冊	9.50	950,000.00	
小計						
消費税及び地方消費税(内税の場合は記載不要)						
合 計					950,000	
税率10%対象				㊦ 950,000 円(うち、消費税等額)	㊧ 86,363 円	
税率 8%対象(備考欄「*」印)				㊨ 円(うち、消費税等額)	㊩ 円	

振込口座	金融機関名	支店名	預金種別	口座番号(右づめ)					
	〇〇銀行	△△支店	普通 当座・()	1	2	3	4	5	6
フリガナ	カ) クルッパインサツ								
口座名義 (通帳のとおりフリガナも記入)	株式会社くるっぱ印刷								

(注) ① 会社その他の法人については、法人名、代表者の職名及び氏名を記入してください。

- ② 口座名義の記入例

カ)	ク	ル	ッ	パ	イ	ン	サ	ツ	キ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- ③ 口座名義が請求者名義と異なる際は、委任状が必要です。

適格請求書発行事業者の登録をされている場合、企業局や競輪事業課等(消費税の申告を行う会計)へ単価契約物品に係る請求を行う際は、左記の作成例によりインボイスの要件を満たす請求書を作成してください。市・企業局等の区別なく、全ての単価契約に係る請求書を左記の作成例で作成していただくことも問題ありません。

単価契約をした相手方を記入してください。
(久留米市長、久留米市企業管理者、久留米広域市町村圏事務組合長のいずれか)

●インボイス登録業者は、『インボイスに登録している』のチェック☑、及び登録番号の記入をお願いします。

●インボイスの登録をされていない業者は、『インボイスに登録していない』のチェック☒をお願いします。
(チェック☒がない場合、登録番号の記載もれの可能性があるため、市、企業局等から問い合わせをする場合がありますので、チェック☒を忘れずに入れてください。この書式によらない場合は、請求書の任意の箇所に「インボイス登録なし」の表示をお願いします。)

●インボイスの登録をされていない場合は、単価・金額・消費税額等の記載は左の記載例によらず、従前どおりの記載内容で差し支えありません。

品目ごとに取引年月日(納品日)を記入してください。別に明細書等がある場合は、取引の期間を記入してください。請求書と明細書等は関連が分かるようにしてください。

単価契約物品の請求内訳(単価、金額)は税込み価格でご記入ください。

内税で契約を締結している単価契約分については、この欄は記載不要です。

●税率10%対象物品のみの場合、『合計』欄に㊦と同じ税込金額を再掲してください。
※税率10%と8%対象物品が一つの請求書で両方ある場合は、10%と8%の税込総額の合計額(㊦+㊨)を『合計』欄に記載します。

●税率10%と8%の品目に分けて、税率ごとの総額記載及び消費税額(内税額)を割り戻して記載する必要があります。

●こちらの「税率10%対象」欄(㊦税込総額及び㊧消費税等額を記載する欄)で、まず税込総額の端数処理をしてください。(円未満切捨て)
【作成例】16,503.78円⇒16,503円・・・㊦

●次に、消費税額(内税額)を割り戻して記載してください。
【作成例】16,503円÷110×10=1,500.27⇒1,500円(円未満切り捨て)・・・㊧

●税率8%対象商品がある場合、上記税率10%と同様に計算し、㊨㊩に記載します。